

# 福島県の公共工事に 係る条件付一般競争 入札参加の手引

( R8. 4月改訂版)

令和8年4月  
福島県総務部  
入札監理課

(本手引きは、令和8年4月1日以降に入札公告をするものに適用します。)

	頁
<b>I 条件付一般競争入札の流れ</b> . . . . .	<b>1</b>
1 条件付一般競争入札（価格競争）フロー概略図 （参考）入札に参加するための手続きについて	
<b>II 条件付一般競争入札の手続き</b> . . . . .	<b>4</b>
1 入札参加資格要件について	
2 入札の公告について	
3 入札公告等の確認について	
4 郵便入札について	
5 開札（公開）について	
6 落札候補者への連絡について	
7 入札参加資格確認書類の提出について	
8 入札参加資格の確認について	
9 落札者決定の通知について	
10 積算内容に対する疑義の申立て	
11 資格要件不適合の通知（理由）について	
12 理由の説明請求について	
13 再苦情について	
14 工事完成後の実地調査について	
<b>III 入札情報の公開</b> . . . . .	<b>14</b>
1 発注見通しの公表について	
2 入札・契約結果の公表について	
<b>IV 談合情報の取扱い</b> . . . . .	<b>16</b>
1 談合情報の報告について	
2 開札について	
3 見積内訳書の確認について	
4 入札制度等監視委員会の事情聴取について	
5 県の対応について	
<b>V 別紙</b> . . . . .	<b>17</b>
1-1 入札参加可能範囲（格付・地域要件） . . . . .	17
1-2 発注管内と隣接3管内 . . . . .	18
2 入札書（記載例） . . . . .	20
3 入札書を無効・失格とする事例 . . . . .	22
4 同額入札による「くじ」について . . . . .	23
5 入札書の郵送前チェックリスト . . . . .	26





※ 封筒の中又は外に入れる書類を間違えたり、郵送方法を間違えるとその入札書は「無効」となる場合がありますので、郵便入札チェックリスト（51頁）を確認の上、郵送してください。

※ 設計図書の問題に対する回答の有無をホームページに掲載していますので、必ずその内容を確認の上、郵送してください。

## 5 開札

・入札公告に記載された開札日時、開札会場において開札を行います。

## 6 落札候補者の決定

- ・落札候補者（第2順位まで）を開札会場で発表します。
- ・落札候補者が開札会場に来ていない場合には、電話等によりその旨を連絡します。

## 7 入札参加資格確認の書類の提出

・第1順位落札候補者は、入札参加資格確認書類等を指定された期日までに入札執行機関に提出します。

・なお、第1順位落札候補者が「失格」となった場合には、第2順位落札候補者に書類の提出を求めます。

- (1) 技術者の工事経験、企業の工事实績等の条件が付されている場合  
条件付一般競争入札資格確認書類送付書（確認に必要な書類を添付）
- (2) 総合評価の場合  
技術提案書の証明書類
- (3) 資本関係又は人的関係に関する確認書

## 8 落札決定

・入札参加資格の確認を開札日以降に行い（事後審査）、落札決定となった場合には、入札執行機関から電話等によりその旨を連絡します。

## 9 積算内容等に対する疑義の申立て

・開札日以降、積算内容等に疑義があれば、発注機関に申立てることができます。

## 10 契約の締結

- ・入札執行権者から落札決定の連絡を受けたら、工事執行機関に契約書等を提出します。
- ・又は、契約にあたっては、電子契約サービスが利用可能です。
- ・電子契約サービスについては、福島県ホームページの電子契約サービスのページをご覧ください。

## 11 契約結果の公表

・契約締結後、1週間以内に契約結果(入札結果を含む。)をホームページにおいて公表します。

### 【ホームページについて】

#### I 入札情報に関すること

- 福島県庁 > しごと・産業 > 入札 > 入札情報一般

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/life/6/24/83/>

#### II 入札制度に関すること

- 福島県庁 > 組織でさがす > 総務部 > 入札監理課 > 入札制度等改革

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-2.html>

## Ⅱ 条件付一般競争入札の手続き

### 1 入札参加資格要件について

#### (1) 一般的要件

条件付一般競争入札に参加するための必要な資格要件は、以下のとおりです。

ア 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者であること。

なお、発注種別と主たる建設業許可業種を併記します。

(例) 発注種別／建設業許可・・・一般土木／土木工事業

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。

ウ 入札参加資格制限措置要綱に基づく入札参加制限中の者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。

#### (2) 格付要件

品質確保等の観点から、建設業者の経営規模、施工能力等に応じた発注を行うことを目的に格付要件を付します。

なお、格付要件は発注金額に応じて、参加可能な格付等級（A～D）を指定することになります

18発注業種における格付及び入札参加可能範囲については、【別紙1-1】（17頁）のとおりです。

(例) 発注種別—一般土木、設計金額—2千万円の場合 A、B又はCランク

#### (3) 地域要件

地域要件とは、工事を発注する際に入札参加者の所在地（本店又は支店・営業所）により地域を限定する要件です。

※ 支店・営業所とは

県内に本店を有する入札参加者（県内業者）の支店・営業所であつて、「開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿」に記載された委任先をいいます。

よつて、県外に本店を有する業者（県外業者）の支店・営業所は含まれません。

なお、県内建設業者の育成の観点も踏まえ、県内業者の技術力等で施工可能なものについては、県内業者で対応することを原則とすることから、県内における地域要件を基本とします。ただし、県内で入札参加可能業者がおおむね50者程度確保できない場合には、県外業者を含め全国一律とするため、地域要件は付しません。

地域要件	対象地域
管内	8建設事務所管内とする。
隣接3管内	発注する工事箇所のある管内を中心に隣接する3管内とする。(下表参照)
県内	県内一円とする。
全国	全国一円とする。(地域要件を付さない。)

〔隣接3管内〕【別紙1-2】(18頁)

発注管内	隣接3管内		
県北建設事務所	県中(郡山、三春)	喜多方	相双
県中建設事務所	—	—	—
郡山(※1)	県北	会津若松	喜多方
三春(※2)	県北	相双	いわき
須賀川・石川(※3)	県南	南会津	いわき
県南建設事務所	県中(須賀川・石川)	南会津	いわき
会津若松建設事務所	県中(郡山)	喜多方	南会津
喜多方建設事務所	県北	県中(郡山)	会津若松
南会津建設事務所	県中(須賀川・石川)	県南	会津若松
相双建設事務所	県北	県中(三春)	いわき
いわき建設事務所	県中 (三春、須賀川・石川)	県南	相双

※1：郡山市内

※2：田村市及び田村郡内(三春土木事務所管内)

※3：須賀川市、岩瀬郡及び石川郡内(須賀川土木事務所及び石川土木事務所管内)

#### (4) その他の要件

特殊又は難易度の高い工事や大規模工事などについては、以下の要件を付す場合があります。

ア 企業の同種・類似工事の実績要件

イ 企業の同規模工事の実績要件 (※1)

ウ 配置予定技術者の同種・類似工事の実績要件 (※2)

これらの実績とは、過去15年以内に元請(建設工事共同企業体の場合は、出資割合が20%以上の構成員であって、共同施工方式でなく、分担施工方式によるときは、分担した工事が公告に示された工事に該当する場合に限り)として受注した実績をいいます。なお、受注実績は公共工事(※3)に限りません。(発注種別が「建築工事」、「電気設備工事」又は「暖冷房衛生設備工事」等の建築工事に関連する工事では、公共工事に限りません。)

なお、資格確認に当たっては、コリンズの写しや契約書等で実績を証明する書類を提出していただきます。

(例) 発注種別一建築、工種等一耐震改修工事の場合  
企業の同種類似工事の実績要件を付します。

- ※1 同規模工事について
  - ・同規模工事とは、原則として予定価格の5割以上の工事金額の工事規模をいいます。なお、建設工事共同企業体の場合は、出資比率に相当する額をいいます。
  - ・トンネルや橋梁の同一構造物を随意契約などにより、複数回に渡って受注した場合は1件と見なします
- ※2 配置予定技術者について
  - ・工事を受注する際には、配置予定技術者が工事現場に専任で配置されなければなりません。
- ※3 公共工事について
  - ・公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもので規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいいます。

(5) 入札等参加資格要件設定基準

ア 入札参加資格者数について

入札参加資格者数は、競争性に十分配慮し、おおむね50者程度を確保することを原則とします。事業者数の多い一般土木工事、建築工事にあつては、一定金額未達の工事については地域性に配慮し、30者程度が確保される地域要件としていいます。

イ 入札参加可能範囲について

格付による入札参加可能範囲については、原則として、参加可能な上限金額により設定していますが、一般土木工事における最下位の入札参加範囲（1,2千万円未満）の工事については、最上位ランク（Aランク）を除くBランク以下の事業者で競争性（30者程度）が確保されていることから、Aランクの参加を制限しています。

ただし、特殊又は難易度の高い工事のため同種・類似工事の経験等の要件を付すことで30者程度が確保されない場合には、Aランクを含めた格付要件とすることがあります。また、災害復旧工事や特殊な工事相手方が限定されるなど随意契約による場合も選定対象となります。

ウ 共同企業体による入札参加について

(ア) 原則として単独の事業者（経常建設共同企業体を含む。）を対象とします。

(イ) 特定建設工事共同企業体の取扱いは次のとおりとします。

- a 特定建設工事共同企業体を入札参加対象とする場合は、福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱によるものとします。
- b 特定建設工事共同企業体の構成員として入札に参加するときは、単独又は他の特定建設工事共同企業体の構成員として当該入札に参加できません。
- c 特定建設工事共同企業体の入札参加を認める対象範囲は、次のとおりです。この場合の入札は、特定建設工事共同企業体による入札参加のほか単体企業による入札参加も認める混合入札を行います。

一般土木・建築工事	・・・	5億円以上
その他の工事	・・・・・・・・	3億円以上

※「福島県版復興JV制度」適用工事の場合、発注種別に関わらず、1億円

以上30.2億円未満の工事を対象とします。

## エ 地域要件について

地域要件は、入札参加者の本店又は支店・営業所がその地域内にあることが要件となります。

地域要件は、【別紙1-1】(17頁)の地域要件を基本としますが、企業の同種・類似工事の実績要件等を付すことで入札参加可能業者が50者程度確保されない場合は、50者程度確保できる地域要件とします。(管内→隣接3管内→県内→全国)

## 2 入札の公告について

### (1) 公告の方法

公告の方法は、公告文をホームページに掲載します。

福島県ホームページしごと・産業—入札—入札情報一般

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/life/6/24/83/>

なお、農林水産部及び土木部の工事は、以下の機関が行います。

地 域	入札執行機関
本庁及び県北	出納局 入札用度課
県中	県中地方振興局 出納室
県南	県南地方振興局 出納室
会津若松及び喜多方	会津地方振興局 出納室
南会津	南会津地方振興局 出納室
相双	相双地方振興局 出納室
いわき	いわき地方振興局 出納室

### (2) 公告期間の設定

公告期間は、公告した日から起算して郵便局差出期限の日まで17日以上(予定価格が5千万円未満の場合、又は再度公告の場合は12日以上、休日を含める。)で設定します。ただし、年末・年始、5月の連休、お盆などの期間と重なる場合には、その期間を加算します。

また、特定建設工事共同企業体も含めた混合入札を行う場合や標準型の総合評価方式を行う場合などは、共同企業体結成準備期間、技術提案書作成準備期間などを考慮し適宜、期間を加算します。

※ 総合評価方式復興型の公告期間は、17日から最大5日間短縮できるものとします。

### (3) 設計図書の閲覧

設計図書は、公告で示した閲覧場所において閲覧に供します。

閲覧の期間は、公告した日から入札書等の郵便局差出期限の日(電子入札の場合は入札書の提出期限の日)までとします。

設計図書の閲覧を円滑に行うため設計図書の副本を適宜用意しますので、設計図書の貸し出しを希望する場合には、事前に貸し出しの申込みをしてください。

電子閲覧の場合は、入札監理課ホームページ「電子閲覧のページ」をご覧ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html>

### 3 入札公告等の確認について

設計図書等に関して質問があるときは、質問書を入札公告に示す質問受付場所及び送付方法にて受付期間内に提出してください。回答書はホームページに掲載します。個別に回答書を送付することはしませんので注意してください。

当該質問書と回答書は、設計図書の閲覧場所でも閲覧に供します。

#### (1) 質問書の受付期間

質問書の受付期間は、公告した日から起算して5日間以上（休日を除く。）です。なお、公告期間が17日未満の場合は4日間以上（休日を除く。）となります。

#### (2) 各種様式の備え付け

入札書などの様式は、入札監理課ホームページからダウンロードして下さい。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-5.html>

インターネットを利用していない方は、最寄りの県の発注機関（建設事務所、農林事務所など）の窓口にて備え付けていますので、適宜コピーのうえ使用して下さい。

#### (3) 電話による問い合わせ

提出書類の記載方法など、入札手続等に関しては、電話による問い合わせ（設計積算に関するものは除きます。）も受け付けますが、その内容が他の入札参加希望者にも伝える必要があると判断した場合には、ホームページに掲載して他の入札参加希望者にも周知します。

#### (4) 回答書の確認

設計図書の質問に対する回答の有無については、ホームページに掲載していますので、必ずその内容を確認してください。

**注）設計積算に係わる回答など、重要な内容が含まれている場合がありますので、必ず回答書の内容を確認してから入札書を提出してください。**

### 4 郵便入札について

※出納局及び各地方振興局出納室で行う入札は電子入札です。

#### (1) 入札の方法

##### ア 郵送の方法

入札書等は、次のいずれかの方法により、公告で示したあて先に郵送して下さい。

(ア) 一般書留 + 配達日指定郵便

(イ) 簡易書留 + 配達日指定郵便

**注）一般書留、簡易書留以外の郵便や配達日指定のない郵便は、「無効」**

**となりますので、ご注意ください。**

イ 封書の方法

- (ア) 封筒は中封筒、外封筒の2重封筒とします。
- (イ) 「入札書」「入札金額に応じた見積内訳総括表（必要な場合）及び見積内訳書」を同じ中封筒に入れ封をし、中封筒の表面に会社名、工事名、工事番号、工事箇所、開札日を記入します。
- (ウ) 外封筒には、(イ)で作成した中封筒を入れ、外封筒の表面に会社名、工事名、工事番号、工事箇所、開札日、担当者名及び担当者連絡先（電話番号・FAX番号）、入札書等在中の旨を記載します。

**注）上記イ（イ）、（ウ）については、誤記載や記入漏れを減らすため、できるだけ公告文に示す貼り付け用紙を使用してください。**

(2) 入札書等の提出期日

配達日指定郵便は、差出日の3日後から起算して10日以内で指定することができます。

配達日指定郵便の差出期限日を公告に示しますので、その差出期限日までに公告における提出期日を配達指定日として郵便局の窓口へ差し出して下さい。

なお、内国郵便約款上、郵便局差出期限日と実際に郵便局に差し出すことが可能な日が異なる場合があるため、事前に県が指定した配達日指定期日に配達を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認してください。

(3) 入札保証金について

入札保証金の納付は、免除します。

(4) 入札の撤回・辞退について

一度、配達された入札書の金額の変更、辞退等は認められません。

(5) 応札者がいない場合の取扱い

応札者がいないときには、設計内容、地域要件、発注時期等の見直し等を行い、改めて入札するなど個別案件ごとに対応します。

○ 電子入札については、入札監理課ホームページ「福島県電子入札システム（工事等）」をご覧ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/O1115c/nyusatsu-98.html>

## 5 開札（公開）について

郵便入札の場合

(1) 立会人の選定（ただし、持参入札による場合を除く。）

県職員の中から、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせた上で、入札を執行します。なお、開札は公開としますので、入札参加者が立ち会うことも可能です。

## (2) 入札書の審査

- ア 開札後、直ちに入札書を入札金額順に並べます。
- イ 同じ金額で入札をした者が複数いるときは、くじを行い、立会人が確認します。  
(くじの手順については、【別紙4】(22頁)参照)
- ウ 予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上のうち最低価格の入札書を提出した者から上位2者が決定できるまで、入札書及び中封筒の記載事項を確認します。

## (3) 落札候補者の決定

- ア 失格(最低制限価格未満の入札等)又は無効(記名押印のない入札等)の入札を行った者があったときは、これらの入札者名と当該理由を開札会場で読み上げます。
- イ 落札候補者となる最低価格の入札から2番目の金額までの入札をした者の名前と入札金額を読み上げます。
- ウ 落札候補者を決定したときは、落札を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から、入札参加資格があることを確認できるまで順に確認を行い、後日落札者を決定する旨を宣言します。

○ 電子入札の場合については、入札監理課ホームページ「福島県電子入札システム(工事等)」をご覧ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/O1115c/nyusatsu-98.html>

## **6 落札候補者への連絡について**

落札候補者が開札に立ち会っていないときは、その者に対し、速やかに電話又は電子メール等により、落札候補者となった旨及びその順位を連絡します。

なお、第2順位の落札候補者への連絡は行いません。

## **7 入札参加資格確認書類の提出について**

(1) 入札参加資格の確認に必要な書類を提出する必要があるときは、第1順位の落札候補者に対して、「条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書」に必要な書類を添付して(以下、「入札参加資格確認書類」といいます。)提出するよう連絡します。

この連絡は、電話又は電子メール等により行います。

○ 提出が必要となる書類

- ア 配置技術者の資格・工事経験(福島県条件付一般競争入札実施要領様式第8号又はこれに準じた様式)
- イ 同種・類似及び同規模工事の施工実績(福島県条件付一般競争入札実施要領様式第9号又はこれに準じた様式)
- ウ 公告で示した許可業種に係る特定建設業許可通知書の写し(特定建設業の許可をその他の入札参加資格とした場合に限る。)
- エ 資本関係又は人的関係に関する確認書

(2) 入札参加資格確認書類は、指定された日までに提出しなければなりません。この期間内に入札参加資格確認書類が提出されなかったときは、その入札者の入札は無効となります。入札参加資格の確認に必要な指示を受けたときに、これに従わなかったときも同様です。

(3) 第1順位の落札候補者が入札参加資格のない者であったときは、直ちに第2順位の落札候補者に対して入札参加資格確認書類を提出するよう連絡します。以下、入札参加資格のある者が確認できるまで繰り返します。なお、第2順位の落札候補者も入札参加資格がなかったときは、次順位の入札をした者を新たに落札候補者とし、その旨を連絡します。

## **8 入札参加資格の確認について**

### (1) 確認の方法

第1順位の落札候補者から順に、入札参加資格の確認ができるまで、順次入札参加資格の確認を行います。

### (2) 確認の期間

入札参加資格の確認は、おおむね5日程度で行います。

### (3) 見積内訳書及び見積内訳総括表の確認

入札参加資格の確認を行う落札候補者については、併せて見積内訳書及び見積内訳総括表の確認を行います。(見積内訳総括表については総合評価方式の低入札価格調査に該当した場合のみ)

(4) 落札候補者が落札決定までに入札参加資格を失ったときは、初めから入札参加資格がなかったものとして取り扱います。

### (5) 経営事項審査の有効期限の確認

経営事項審査の有効期限が確認できない場合には、総合評価値通知書(旧「経営事項審査結果通知」)を提出していただきます。

したがって、資格要件が格付要件と地域要件のみの場合にあつて、経営事項審査の有効期限の確認ができたときには、その他の入札参加資格確認書類の提出は求めません。

### (6) 「資本関係又は人的関係に関する確認書」

「資本関係又は人的関係に関する確認書」を提出いただきます。資本関係又は人的関係にある企業同士がした入札は失格となります。

## **9 落札者決定の通知について**

### (1) 落札者への通知

落札者を決定をしたときは、速やかに電話又は電子メール等により、落札者となった旨を連絡し、併せて契約書の作成に必要な書類の提出等の連絡をします。

### (2) 落札者以外の方への通知

落札者以外の者への通知は、契約結果の公表をもって通知に代えることとします。

(入札結果の公表は、「Ⅲ入札情報の公開(14頁)」を参照)

## **10 積算内容等に対する疑義の申立て**

積算内容等に疑義がある場合は、以下の(1)と(2)のいずれかの方法により疑義を申立てることができます。

### (1) 入札結果を確認後に疑義の申立てをする場合

入札等参加者が入札結果を確認後に疑義申立ての判断をする場合は、入札の執行日から起算して3日以内に発注者に文書で入札結果の請求を行い、発注者は落札者決定後に入札結果を請求のあった入札者等に電子メール等で通知します。

入札結果の通知を受けた入札者等は、通知を受けた日から起算して3日以内に発注者に疑義申立てをすることができます。

### (2) 入札結果を確認しないで疑義の申立てをする場合

入札結果の確認の請求をしない入札等参加者は、入札の執行日から起算して3日以内に発注者に疑義申立てをすることができます。

※(1)(2)について入札公告の設計図書の問題欄に記載されている方法で提出すること

※契約手続きに関する特例

発注機関は、入札等参加者の全員から開札後の疑義申立てや入札結果の請求を行わない旨の確認が得られた場合は、契約の手続きを進めることができます

## **11 資格要件不適合の通知(理由)について**

入札参加資格がないことを確認した者があったときは、速やかに「条件付一般競争入札参加資格不適合通知書」により理由を記載して通知します。

## **12 理由の説明請求について**

(1) 入札参加資格がない旨の通知を受けた落札候補者は、その通知に不服があるときは、その理由について「条件付一般競争入札参加資格不適合通知に対する理由説明請求書」により書面で説明を求めることができます。

(2) (1)の理由の説明の請求を受けたときは、その落札候補者に対し、書面で回答します。なお、請求を受けた場合であっても、原則として入札事務手続は続行します。

(3) (1)の理由の説明の請求があった場合において、その落札候補者に入札参加資格があると思われる、まだ他の落札候補者を落札者と決定し通知していないときは、次順位の落札候補者の入札参加資格の確認の手続を停止し、改めて入札参加資格の確認を行います。その結果、入札参加資格があると確認したときは、速やかに条件付一般競争入札参加資格不適合通知書を取り消す旨及び落札者とする旨の通知をします。

## **13 再苦情について**

(1) 11の理由の説明請求に対し、入札参加資格がない理由を回答した場合において、落札候補者が回答に不服があるときは、その落札候補者は、再苦情の申立てをすることができます。

- (2) 再苦情の申立ては、回答を受けた日の翌日から起算して3日以内に、再苦情申立書（再苦情処理要領様式）により行います。
- (3) 申立人の資格要件の欠如、申立期間の徒過など客観的かつ明白に再苦情の申立ての適格を欠くときは、再苦情申立書を受け付けた日から7日以内にその申立てを却下することができます。この却下の通知は、書面で行います。なお、再苦情の申立てがあった場合であっても、原則として入札事務手続は続行します。
- (4) 入札制度等監視委員会は、再苦情の申立ての審議を終えたときは、意見書を作成してその結果を知事に報告します。
- (5) (4)の報告は、知事が諮問した日から起算して50日以内に行うことになっていきます。また、発注者から再苦情の申立てをした落札候補者に通知します。
- (6) 再苦情の申立てを認める報告があった場合でも、既に他の落札候補者を落札者として決定し通知しているときは、その通知は取り消しません（契約締結済みのときは、契約は解除しません。）。

#### **14 工事完成後の実地調査について**

下請保護の観点から、落札率の低い工事や下請契約の適切性が懸念される工事についての下請状況を確認するため、下請代金支払い後に元請、下請業者に対して個別に実地調査を行う場合があります。

その調査の結果、建設業法又は福島県元請・下請関係適正化指導要綱に違反する事実が確認された場合、県は違反した者及びその者を指導する立場にある者（県から直接工事を請け負った元請や違反した者の元請）に対して指導を行います。

なお、指導に対して適切な対応がなされない場合には、入札参加資格制限、工事成績の減点などの措置を行う場合があります。

## Ⅲ 入札情報の公開

### 1 発注見通しの公表について

#### (1) 公表の対象となる工事

その年度に発注することが見込まれる工事のうち、予定価格が400万円以下の工事及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事で秘密にする必要がある工事を除くすべての工事が対象となります。

#### (2) 公表の時期

ア 年間の発注見通しを、毎年度4月までに公表します。

イ 7月、10月及び1月に発注見通しを見直し、それぞれの月の15日（15日が休日の場合はその前日）に公表します。

ウ 工事が集中する時期は、おおむね1ヶ月に1度見直すこととしています。

エ 補正予算により発注見通しに変更が生じた場合は、補正予算成立後速やかに公表します。

オ 上記ア～エのほか、必要があるときは、随時発注見通しを見直し、公表します。

#### (3) 公表の内容

ア 工事の名称、路線・河川名、場所、期間、種別及び概要

イ 入札及び契約の方法

ウ 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

エ 概算金額

#### (4) 公表の方法

ア 各発注機関に設置する閲覧所における閲覧

イ 県のホームページへの掲載

#### (5) 公表の期間

その年度の3月31日まで公表します。

#### (6) その他

ア 公表する内容は、公表する時点の予定であり、公表後に変更又は追加される場合もあります。

イ 公表する工事は、各発注者がその時点で入札執行又は契約できると判断するものに限ります。

ウ 公表した個別工事の内容に関する問い合わせには、一切応じられません。

## 2 入札・契約結果の公表について

### (1) 公表の対象

競争入札又は随意契約により発注する工事のうち、予定価格が400万円以下の工事及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事で秘密にする必要がある工事を除くすべての工事が対象となります。

### (2) 公表の時期

ア 議会の議決が必要な契約（予定価格が5億円以上の契約）以外の契約については、契約締結後1週間以内に公表します。

イ 議会の議決が必要な契約（予定価格が5億円以上の契約）については、まず仮契約締結後1週間以内に仮契約の内容を公表し、本契約締結後1週間以内に確定したものを公表します。

### (3) 公表する書類

ア 入札（見積）執行調書・入札（契約）結果書

イ 一般競争入札参加資格確認結果書（一般競争入札の場合のみ）

ウ 条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表

エ 入札公告

オ 公共工事等契約結果情報（ホームページに掲載する場合のみ）

カ 総合評価方式評価結果（様式第2号）（総合評価方式の場合のみ）

キ 総合評価方式入札結果（様式第4号）（ // ）

※ 総合評価方式において提出された技術提案書は提案者の知的財産に関わるため公表できません。

### (4) 公表の方法

ア 各発注機関に設置する閲覧所における閲覧

イ 県のホームページへの掲載

### (5) 公表の期間

契約を締結した日の属する年度の翌年度末まで公表します。

○ 入札情報の公表（◆発注見通し・入札結果）は、下記を参照してください  
福島県の入札・調達情報案内

## **Ⅳ 談合情報の取扱い**

### **1 談合情報の報告について**

談合情報が寄せられた場合は、談合情報が寄せられた工事に関して、同一路河川、同種工事など過去3年分の工事の入札結果に規則性があるかどうかといった視点から分析します。

### **2 開札について**

談合情報がない場合であっても、開札の結果、入札金額に法則性がある、確率的に不自然である、談合が想像される場合等も談合情報があったものとして取り扱い、過去の入札の分析を行います。

### **3 見積内訳書の確認について**

談合情報があった場合や談合情報がない場合でも入札金額が不自然である場合等は、すべての入札者の見積内訳書の確認を行います。

### **4 入札制度等監視委員会の事情聴取について**

入札制度等監視委員会談合等調査部会が必要があると判断した場合には、関係者等に対する事情聴取を行います。

入札制度等監視委員会談合等調査部会では、事情聴取の結果等の調査結果により談合情報等の審議を行います。

### **5 県の対応について**

県は入札制度等監視委員会談合等調査部会の審議結果を受けて、落札者決定、入札無効等の最終的な対応を決定します。入札執行後の談合情報も同様の手続を行います。

○ 入札参加可能範囲

【別紙1-1】

発注種別	ランク	設計金額						
		600万円未満	600万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 2,400万円未満	2,400万円以上 3,600万円未満	3,600万円以上 6,000万円未満	6,000万円以上 1.2億円未満	1.2億円以上
一般土木	A	※1		管内		隣接3管内		県内
	B	管内		管内		隣接3管内		
	C	管内		管内				
	D	管内						
舗装	A	隣接3管内			県内			
	B	隣接3管内						
	C	隣接3管内						
建築	A	管内		隣接3管内			県内	
	B	管内		隣接3管内				
	C	管内		隣接3管内				
	D	管内						
電気設備・ 暖冷房衛生設備	A	隣接3管内			県内			
	B	隣接3管内						
	C	隣接3管内						
鋼橋上部・PC橋上部・ しゅんせつ・清掃施設	A	全国						
	B	全国						
	C	全国						
塗装・法面処理	A	県内						
	B	県内						
	C	県内						
上下水道	A	隣接3管内					県内	
	B	隣接3管内						
	C	隣接3管内						
	D	隣接3管内						
消雪・さく井	A	全国						
	B	全国						
	C	全国						
機械設備・通信設備	A	県内			全国			
	B	県内						
	C	県内						
造園	A	隣接3管内				県内		
	B	隣接3管内						
	C	隣接3管内						
グラウト	A	全国						
	B	全国						
	C	全国						

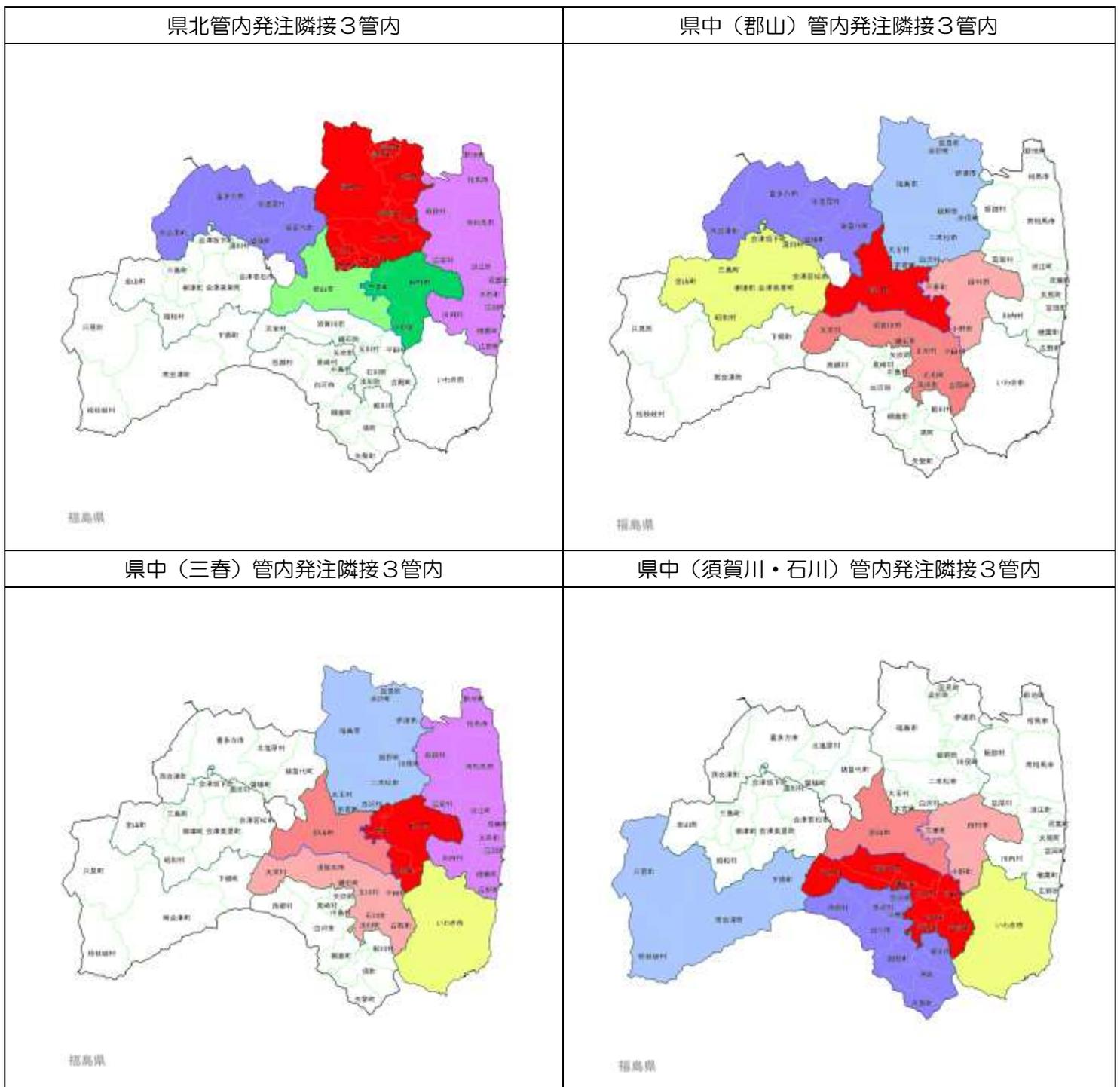
※1 以下の場合には参加可能となります。

- ① 応急工事以外の災害復旧工事で入札参加可能範囲以内の業者だけでは対応できない場合
- ② 特殊又は難易度の高い工事のため同種・類似工事の経験等の要件を付すことで30者程度が確保されない場合
- ③ 応急工事の場合や特殊な工事で相手方が限定される場合などの随意契約による場合
- ④ 応札者なしによる入札不調により再度公告入札や改めて公告入札を行う場合

※2 地域要件の説明

(管内)・・・建設事務所管内 (隣接3管内)・・・工事箇所の管内を中心に隣接する3管内 (県内)・・・県内一円 (全国)・・・全国一円(地域要件を付さない)

発注管内	隣接3管内		
県北	県中（郡山、三春）	喜多方	相双
県中（郡山）	県北	会津若松	喜多方
県中（三春）	県北	相双	いわき
県中（須賀川・石川）	県南	南会津	いわき
県南	県中（須賀川・石川）	南会津	いわき
会津若松	県中（郡山）	喜多方	南会津
喜多方	県北	県中（郡山）	会津若松
南会津	県中（須賀川・石川）	県南	会津若松
相双	県北	県中（三春）	いわき
いわき	県中（三春、須賀川・石川）	県南	相双



県南管内発注隣接3管内



福島県

会津若松管内発注隣接3管内



福島県

喜多方管内発注隣接3管内



福島県

南会津管内発注隣接3管内



福島県

相双管内発注隣接3管内



福島県

いわき管内発注隣接3管内



福島県

## 入 札 書 (記 載 例)

※ 1  
入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壹
	¥	1	6	0	0	0	0	0	0	0

円也

工事(委託業務)名      ○ ○ ○ ○ ○ 工 事

工 事 ( 委 託 業 務 ) 番 号

○ ○ - ○ ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

工 事 ( 委 託 業 務 ) 箇 所      福 島 市 杉 妻 町 地 内

く じ の 数

0	1	2
---	---	---

※ 2

上 記 の と お り 入 札 い た し ま す 。

令 和 ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

※ 3

住 所

商号又は名称

代表者名

※4 (代 理 人)

印  
印

※5 押印を省略する場合のみ余白に以下を記載

本件責任者

氏名

所属部署

連絡先 (電話番号)

本件事務担当者

氏名

所属部署名

連絡先 (電話番号)

( あ て 先 )      福 島 県

- (※1) アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「¥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。
- (※2) 同額入札による「くじ」に使用する。アラビア数字を用いて、任意の値(000～999。空欄をつくらないこと。012のように0(ゼロ)を記載する)を記入すること。記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。
- (※3) 入札等の権限を委任された者(支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。)が入札する場合には、当該委任された者の住所、名称等を記載し、押印すること。
- (※4) 代理人が入札書を提出する場合に記載すること。
- (※5) ※3及び※4において押印を省略する場合のみ余白に記載すること。

【別紙3】

注) 入札書を郵送する前に入札公告、入札説明書及び入札心得を十分に確認してから入札書を送付してください。

入札書の郵送前チェックリスト【別紙5】を参考にしてください。

入札書を無効とする事例（R7.4月改正後）

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法以外の方法により提出された入札書
入札公告に示す指定日以外の日に着した入札書 (郵便事故によって指定日以外に着したものであって開札の間に合うものを除く。)
入札参加資格のない者が入札した入札書
入札公告で示した提出先以外に着した入札書 (郵便事故によって提出先以外に着したものであって開札の間に合うものを除く。)
開札前に入札参加者が特定できない入札書 (外封筒及び中封筒に商号又は名称が記載されていないなど)
鉛筆書きによる入札書
中封筒又は見積内訳書、見積内訳総括表（総合評価方式の低入札価格調査に該当し、確認が必要な場合）の標記が誤字、脱字、未記載等により対象案件を特定できない入札書
同一の入札参加者が2通以上提出した入札書
見積内訳書又は見積内訳総括表（必要な場合）を提出しない者が提出した入札書
郵便入札の場合、中封筒に入っていない入札書
入札書の日付がない又は公告日から開札日までの期間内の日付となっていない入札書
金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札書も含む）
入札書の工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが記載されていない入札書
入札書の工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが入札公告と一致しない入札書 (軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。)
見積内訳書、見積内訳総括表の工事価格と入札書の入札金額が一致しない入札書
提出期限内に入札参加資格確認書類を提出しない者の入札書
虚偽の入札参加資格確認書類を提出した者の入札書
入札制度等監視委員会において、談合の事実が確認された場合又は談合の疑いが払拭できないとされた場合の入札書
その他入札公告及び入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書 (総合評価方式の場合) 入札公告に示す期日までに技術提案書(様式第1号)が提出されない場合の入札書

入札書を失格とする事例

入札金額が最低制限価格を下回る入札書
低入札価格調査（総合評価方式）の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札書
資本関係又は人的関係にある企業同士が入札した入札書

## 同額入札による「くじ」について

## 1 郵便入札の場合

## (1) 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入します。

なお、記入がない場合などは、有資格コード（特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員の有資格コード）の下3桁の数値が記載されたものとみなします。

## (2) くじの手順

ア 有資格者コードの小さい者から順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。

イ 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

ウ 上記イの計算結果による余りと一致した上記アのくじ番号の入札参加者を最上位とする。

エ 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を2順位とする。

この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を2順位とする。

オ 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を3順位とする。

この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を3順位とする。

カ 4順位以下はオの規定に準じて順位を決定する。

## (例) 入札参加者3名が同額入札の場合

## ① 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

杉妻建設 (100980021) …… くじ番号 0

福島建設 (100980142) …… くじ番号 1

福島組 (100982293) …… くじ番号 2

## ② くじの数の和を求め、同額入札者で除算し、余りを算定する。

杉妻建設 (くじの数 123) 合計 (123+072+452=647)

福島建設 (くじの数 072)

福島組 (くじの数 452) 余り (647÷3=215…余り2)

## ③ 順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号である福島組

2順位は、2+1=3のくじ番号が存在しないので、くじ番号0の杉妻建設

3順位は、0+1=1と一致するくじ番号である福島建設

## 2 電子入札の場合

### (1) システムにおける入札書に「くじ入力番号」として任意の値を入力

くじを行う場合に備えて、システムにおける入札書の「くじ入力番号」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を入力します。

なお、システム上、入力は必須項目となっています。

### (2) くじの手順

ア 入札書到着日時の早い順に応札順序として番号（0、1、2…）を付与する。

イ くじ対象者のくじ入力番号に、システム上、自動で付番される「乱数（任意の3桁の数字）」を加えた数字がシステム上の「くじ番号」となる。

なお、乱数を加えて1、000を超える場合は、その数値から1、000を引いた数値を「くじ番号」とする。（例：1094の場合は094がくじ番号となる。）

ウ 同額入札の入札書において、「くじ番号」の数を合算し、その合計額をくじ対象者数で除算し、余りを算出する。

エ 上記ウの計算結果による余りと一致した上記アの応札順序の番号の入札参加者を最上位とする。

オ 最上位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号の入札参加者を2順位とする。

この場合において、最上位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号が存在しない場合には、0の応札順序の番号の入札参加者を2順位とする。

カ 2順位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号の入札参加者を3順位とする。

この場合において、2順位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号が存在しない場合には、0の応札順序の番号の入札参加者を3順位とする。

キ 4順位以下はカの規定に準じて順位を決定する。

(例)

#### ① 入札書到着日時の早い順に応札順序の番号を付与する。

杉妻建設	（入札書到着 1/23 13:00）	……………	応札順序の番号	0
福島建設	（入札書到着 1/24 10:00）	……………	応札順序の番号	1
福島組	（入札書到着 1/24 15:00）	……………	応札順序の番号	2

#### ② くじ番号（くじ入力番号+乱数）

杉妻建設	172 (072+100)
福島建設	423 (123+300)
福島組	052 (452+600)
合計	(172+423+052=647)
余り	(647÷3=215…余り2)

#### ③ 順位

最上位は、余りの2と一致する応札順序の番号である福島組

第2順位は、2+1=3の応札順序の番号が存在しないので、応札順序の番号0の杉妻建設

第3順位は、0+1=1と一致する応札順序の番号である福島建設

※ 電子入札において、書面により入札書の提出を承諾された場合

- ア 入札書に記載された「くじ番号」を入札執行権者が電子入札システムに入力する。  
なお、電子入札の参加者と同様に乱数を加算し、「システムのくじ番号」を決定する。  
また、くじ番号の記入がない場合は、郵便入札の場合と同様とする。
- イ 応札順序については、電子入札で提出した入札書より後の応札順序の番号を付与する。なお、書面による入札書の提出が複数ある場合はシステムに入力した順に番号を付与する。
- ウ その他は電子入札参加者と同様とする。

## これで完璧！ 入札書の郵送前チェックリスト

【別紙5】

(令和3年6月1日以降に郵送するもの)

郵便入札の場合、チェック内容を確認のうえ入札書等を次の方法で郵送してください。

一般書留又は簡易書留のいずれかの郵便で、必ず配達日指定郵便にしてください。

※ 郵便の料金、手続き方法その他については、必ず入札者自身の責任において郵便局等で確認してください。

福島県の公式ホームページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-2.html>

項 目	チェック内容
入札書の様式	<input type="checkbox"/> 必要項目が記載されている。 (県の公式ホームページからダウンロード可能)
入札書の入札金額	<input type="checkbox"/> 記載した金額と見積内訳書、見積内訳総括表(必要な場合)の金額が一致している。
	<input type="checkbox"/> 記載した金額を訂正していない。
入札書の工事名	<input type="checkbox"/> 入札公告の工事名を記載している。(誤字、脱字は不可)
入札書の工事番号	<input type="checkbox"/> 入札公告の工事番号を記載している。(誤字、脱字は不可)
入札書の工事箇所	<input type="checkbox"/> 入札公告の工事箇所を記載している。(誤字、脱字は不可)
入札書の年月日	<input type="checkbox"/> 入札書の作成日又は郵便局窓口提出日としている。
入札書のくじの数	<input type="checkbox"/> 任意の数値を記入している。
入札書の 入札参加者	<input type="checkbox"/> 入札参加者(委任を受けた営業所長を含む)は県の有資格業者名簿に登録されている。
	<input type="checkbox"/> 入札参加者の住所、商号又は名称、代表者名が記載されている。
	<input type="checkbox"/> 入札参加者の代表者印を押印している。(押印を省略する場合、余白に「本件責任者及び事務担当者」の氏名、連絡先等を記載している、)
入札書のあて先	<input type="checkbox"/> [福島県]と記載している。
見積内訳総括表	<input type="checkbox"/> 工事名、工事番号、商号又は名称が記載されている。
	<input type="checkbox"/> 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費すべてが記入されている。
	<input type="checkbox"/> 計算誤りがない。
見積内訳書の 記載形式	<input type="checkbox"/> 見積内訳書は、金抜設計書の本工事費内訳書に沿って記載している。 (様式は県の公式ホームページからダウンロード可能)
	<input type="checkbox"/> 独自様式の記載項目は必要項目(費目、工種、施工名称等)を満たしている。
	<input type="checkbox"/> かけ算、足し算に間違いがない。
	<input type="checkbox"/> 見積内訳書の金額は入札書に記載した金額と一致している。
質問回答書の確認	<input type="checkbox"/> 入札公告掲載のホームページにおいて、質問回答の有無を確認している。
中封筒の中身	<input type="checkbox"/> 入札書が2通以上入っていない。
	<input type="checkbox"/> 入札書と見積内訳書、見積内訳総括表(必要な場合)が入っている。
	<input type="checkbox"/> (施工体制事前提出方式の場合) 見積内訳書、工事費内訳書、下請工種内訳書などの入札説明書で定める書類が入っている。
中封筒の表面	<input type="checkbox"/> 入札公告で示された貼り付け用紙を糊付けしている。
	<input type="checkbox"/> 商号又は名称、工事名、工事番号、工事箇所及び開札日を記載している。
外封筒の中身	<input type="checkbox"/> 入札書と見積内訳書、見積内訳総括表(必要な場合)が入った中封筒(封かんしたもの)が入っている。
	<input type="checkbox"/> 中封筒が2通以上入っていない。
	<input type="checkbox"/> (総合評価方式の場合のみ) 技術提案書などの入札説明書で定める書類が入っている。
外封筒の表面	<input type="checkbox"/> 入札公告で示された貼り付け用紙を糊付けしている。
	<input type="checkbox"/> 商号又は名称、工事名、工事番号、工事箇所、開札日、担当者、担当者連絡先(電話番号及びメールアドレス)及び入札書等在中を記載している。
郵送の方法等 最終チェック	<input type="checkbox"/> 入札公告、入札説明書等において、個別に設定されている提出内容のとおりになっている。
	<input type="checkbox"/> 一般書留又は簡易書留のいずれかの郵送方法としている。
	<input type="checkbox"/> 上記の郵便物を配達日指定郵便にしている。 (入札公告で指定された日を配達日としている。)